

埼玉県教育局県立学校部
特別支援教育課長 佐藤裕之様

前略ごめんくださいませ。

私が佐藤様宛てに発信した8月22日付けの手紙（以下、822手紙）に対する返事だとする、9月22日付けの佐藤課長名によるお手紙（以下、922書簡）が9月24日に届き、拝見しました。お忙しいなか、お返事を頂いたことに御礼申し上げます。ありがとうございました。以下、922書簡に対し、お返事申し上げます。

1. 822手紙での質問に対し回答なされていないことについて

まず第1に、私は、全4項目から成る822手紙によって、その第3項目目において、佐藤様に対し、3点の質問事項を簡潔かつ明瞭に列記したうえで、それらの「事実関係について、具体的かつ詳細なる説明を文書でして頂くよう求め」ました。

しかし、922書簡には、これに対する回答が一切なされていません。差し当たって、“822手紙による質問に対し文書での回答はしない”との趣旨の返事であったと受け止めるほかありません。

2. 保有個人情報の全部が開示されていないことについて

ついで第2に、県教委は、私が私と県教委における「認識を共有」する目的を告げたいで行った8月3日付け保有個人情報開示請求に対し、一部を開示しないとする決定をしました（平成23年9月2日教特第301号。以下、当該決定）。開示しないとされた部分は、私が重要と考える部分であって、当該情報の核心部分でもあります。

県教委による当該決定は、私と県教委との「認識を共有」することを不可能にしてしまうばかりでなく、これまで県教委が私に伝えてきた「一緒に考えましょう」「認識を共有しながら考えていきましょう」との立場とも両立し得ません。両者は絶対的に矛盾しており、到底容認することはできません。

なお、当該決定に対しては、本日付けで異議申立書を送付しました。詳細はそちらをご査収下さい。

3. 就学猶予願出をしながら就学に向けた話し合いをすることについて

さらに第3に、私は、去る8月22日付けにて、学校教育法に基づく義務として、川越市教育委員会に対し、来年度の就学義務猶予を願い出ています。そうしておきながら、一方で、来年度の就学に向けた話し合いをすることは矛盾した行為であって、私は、そのような信義誠実の原則に背く行為をすることはできません。

ところで、来年度の就学猶予を願い出た保護者に対し、その前提事実を含む事実を認識している県教委が、未だその結論の出ていない段階において、来年度の就学に向けた話し合いに応じるよう求める所為については法的妥当性を欠く疑義があります。

ついては、かかる所為を正当化する根拠法令及び理由を、本書到達後2週間以内に文書にてお示し下さいますようお願い申し上げます。適切でなかったとお考えであれば撤回して下さい。期限内に撤回も回答もない場合は、かかる所為が違法又は不当な公権力の行使

であったとお認めになったものとみなします。

なお、822手紙の第4項目目においてお伝えしたとおり、私が希望していることは、「再来年度以降の就学に向けた話し合いができるよう、早期に正常な環境を整えて下さる」ことです。922書簡は、その環境整備に全く寄与していません。むしろ、逆行しています。

4. 学校施設の整備その他の環境の整備の当事者について

加えて第4として、県教委は、私に対し、「一緒に考えましょう」「一緒に知恵を出し合っていただければと思います」「認識を共有しながら考えていきましょう」と何度も呼びかけています。「解決に向けて精一杯努力いたします」とも述べています。

しかしながら、昨年度においては県教委が何ら検討をしないなか、私は自分なりに知恵を出し、ご承知のとおり、本年3月10日に「3課題」として書面でお伝えし、同様の事柄は再三にわたって口頭でも申し述べてきております。

すでに822手紙の第2項目目に同じことを書いているので繰り返すのは苦痛ですが、学校施設の整備その他の環境の整備は、法律上、国及び県に責務のあることであって、私が「一緒に考え」て解決できる事項ではありません。よって、まずは、県及び県教委において、憲法及び法律に照らし、3課題に対し、県及び県教委が措置しなければならないであろう解決策を具体的にご検討のうえ、関係情報の全開示と併せ、私にお示し下さい。

5. 小括

よって、922書簡で求められた検討その他については、以上4点についての結論が示されるまで、回答を保留します。

6. 私からのお願いについて

最後に第5として、私からのお願いを申し上げます。

まずは、お手紙に書かれることと実際の対応を一致させて下さい。それから、具体的な事実関係に対する文書でのお尋ねに対しては、質問事項に沿って明確かつ誠実にお答え下さい。それらが履践されない段階では、安心して話し合いをすることができません。

これまでに伺った3課題に対する県教委としての考え方は、私たち夫婦の就労継続を不可能とするものであって受け入れられない旨、文書でも口頭でも再三再四お伝えしております。上記4. と重なりますが、では、どうすれば、私たち夫婦が就労を維持したうえで二男が就学できるのか、県教委としての知恵をお聞かせ願います。

7. まとめ

以上のとおり、現在は、県教委の対応によって、話し合い中断を余儀なくされている状態だと受け止めています。ここに誤解の余地は寸分たりともありません。再来年度以降の就学に向けた話し合い開始のために、正常な環境を早期に整えて下さるよう適切な対応を重ねてお願いすることで、922書簡に対する私の返事と致します。草々

2011年9月27日

(住所省略)

広 田 博 志 (署名押印)